

会員及び会費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人白井工業団地協議会（以下「この法人」という。）の円滑で適正な運営を図るため、この法人の定款（以下「定款」という。）第2章の会員に関する事項及びその他必要な事項について、定めるものとする。

(入会対象)

第2条 この法人の会員は、定款第6条に定める正会員及び賛助会員とし、入会しようとする者の条件は、次のとおりとする。

(1) 正会員（この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体）

- ① 白井工業団地地区又は白井工業団地地区以外の白井市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有している事業者又は個人であること
- ② 白井市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していないが、主に白井市内において事業活動を行っている事業者又は個人であること
- ③ この法人の正会員の事業活動に深く関連していて、正会員から推薦のあった事業者又は個人であること

(2) 賛助会員（この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体）

- ① 白井工業団地地区又は白井工業団地地区以外の白井市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有している事業者又は個人であること
- ② 白井市内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有していないが、白井市内において事業活動を行っている事業者又は個人であること
- ③ この法人の正会員の事業活動に関連している事業者又は個人であること
- ④ その他この法人の理事会（以下「理事会」という。）において、特に認めた事業者又は個人であること

(入会)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記第1号様式）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者は、請求に基づき第4条に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を速やかに納入しなければならない。

3 前項の規定により会費等の納入があったときは、速やかに会員証を交付する。

(入会金及び会費)

第4条 入会金は、一回限りとし、正会員及び賛助会員ともに8,000円とする。ただし、退会から2年以上経過した者の再入会は、入会金を要する。

2 正会員の会費は、年会費とし、この法人に入会する対象となる本社（店）、支社（店）又は営業所等における従業員の人数に応じて次のとおりとする。なお、従業員には、役員及び常用のパートタイム従業員を含むものとする。

区分	従業員数	金額	備考
A	2人以下	10,000円	
B	3～5人	20,000円	
C	6～9人	30,000円	
D	10～19人	40,000円	
E	20～29人	50,000円	
F	30人以上	60,000円	

- 3 正会員の会費は、2か年度同額とし、隔年度で2月に実施する会員名簿作成基礎資料調査（以下「基礎調査」という。）により申告のあった従業員の人数により、隔年度で更新し定めるものとする。ただし、基礎調査を実施しない年度において著しい変更があった会員については、会費更新の申出を行うことにより更新することができる。
- 4 正会員の会費は、前項の規定により定めた会費を毎年度当初に請求するものとし、正会員は、この請求に基づき請求のあった日から3か月以内に納入するものとする。
- 5 賛助会員の会費は、年会費一口当たり30,000円とし、一口以上とする。
- 6 賛助会員の会費は、前年度と同口数で年度当初に請求するものとし、賛助会員は、この請求に基づき請求のあった日から3か月以内に納入するものとする。なお、口数を変更する場合は、事前に申し出るものとする。
- 7 年度途中に入会したときの会費は、年会費に次表の割合を乗じて得た金額とする。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

区分	入会期間	割合	備考
正会員	6か月以上	全額	
	3か月以上6か月未満	2分の1	
	3か月未満	4分の1	
賛助会員	6か月以上	全額	
	3か月以上6か月未満	3分の2	
	3か月未満	3分の1	

(退会)

第5条 退会しようとする者は、退会届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

- 2 既に会費等を納入した者が年度途中で退会しても返納は、行わない。

(除名)

第6条 定款第11条の規定により除名するときは、除名決議通知書（別記第3号様式）を社員総会の1週間前に通知し、社員総会において除名の決議がされたときは、除名決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

- 2 既に会費等を納入した者が年度途中で除名となっても返納は、行わない。

(会員証の返還)

第7条 定款第9条の規定により会員の資格を喪失したときは、会員証を返還しなければならない。

(賛助会員の取扱い)

第8条 賛助会員は、この法人の運営等にあたり次に掲げる事項を了承のうえ、入会しこの法人に協力するものとする。

- (1) この法人の社員総会への出席は認められるが、議決権は有しない。
 - (2) この法人の役員（理事、監事）にはなれない。
 - (3) この法人の活動に参加する場合は、原則、その場において他の会員に対して直接自身の営業活動を行ってはならない。ただし、事前にこの法人の三役会議の承認を得た場合は、承認の範囲内において行うことができるものとする。
 - (4) この法人の活動以外の時間及び場所において、他の会員に自身の営業活動を行う場合は、この法人の活動趣旨に則して節度ある対応をしなければならない。
 - (5) この法人の事業に積極的に協力・参加し、支援に努めるものとする。
- 2 この法人は、この法人の運営等にあたり定款及びその他の規則等に則して賛助会員に対し正会員と同様に対処する。

(船橋労働基準協会への加入)

第9条 この法人の正会員は、一般社団法人船橋労働基準協会（以下「船橋労基協」という。）の正会員として団体加入するものとする。ただし、希望により別に加入する場合は、この限りでない。

2 船橋労基協の会費は、次のとおりとし、団体加入する者は、この法人の会費の納入時に合わせて納入するものとする。ただし、入会期間が2か月に満たない場合は、船橋労基協の会費に限り免除とする。

区分	従業員数	金額		備考
		団体加入の場合	一般加入の場合	
A	10人以下	3,600円	6,000円	
B	11～30人	5,100円	8,500円	
C	31～50人	6,600円	11,000円	
D	51～100人	8,700円	14,500円	
E	101～200人	14,400円	24,000円	
F	201～300人	21,600円	36,000円	
G	301人以上	28,800円	48,000円	

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、2019年4月1日から施行する。